

ふなばし産品ブランドPRキャラクター着ぐるみ貸出取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふなばし産品ブランド協議会（以下、「協議会」という。）が所有するふなばし産品ブランドPRキャラクター「目利き番頭 船えもん」の着ぐるみ（以下、「着ぐるみ」という。）を貸出す場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象行事)

第2条 貸出しの対象行事は、認証品のPR又は協議会の実施する事業の推進に寄与するもので、かつ、次の各号のとおりとする。

- (1) 船橋市が開催する行事
- (2) 市内の自治会、NPO、社会福祉法人等の公共的団体（法人格がないものを含む。）が、収益を上げることが主たる目的として開催するものでない行事
- (3) 前各号以外の団体等のうち、社会貢献活動等公益的な目的で開催する行事
- (4) その他、協議会の会長（以下、「会長」という。）が適当であると認める行事

(貸出承認)

第3条 着ぐるみの貸出しを希望するもの（以下、「申請者」という。）は、あらかじめ、ふなばし産品ブランドPRキャラクター着ぐるみ貸出承認申請書（様式第1号）に着ぐるみを使用する行事の概要がわかる資料を添えて会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、着ぐるみの使用を承認する場合、ふなばし産品ブランドPRキャラクター着ぐるみ貸出承認通知書（様式第2号）により、申請者に通知する。
- 3 会長は、前項の承認をするときは、必要な条件を付することができる。
- 4 会長は、第1項の規定による申請に関し、貸出しが不適切と判断したときは、ふなばし産品ブランドPRキャラクター着ぐるみ貸出不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

(貸出期間)

第4条 貸出期間は、原則として1週間以内とする。

(貸出料)

第5条 着ぐるみを使用する際の料金は、無償とする。

(貸出方法)

第6条 申請者または申請者の代理者は、協議会の事務局（経済部 商工振興課）か

ら貸出日に着ぐるみを借り受け、貸出期間内に返却する。

(遵守事項)

第7条 着ぐるみの貸出承認を受けた者（以下、「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された目的及び用途のみに使用し、会長の指示する条件に従うこと
- (2) 貸出期間を遵守すること
- (3) 使用者は、これを譲渡し、または転貸しないこと
- (4) 着ぐるみ返却時には、着ぐるみを使用した際の状況がわかる写真等を提出すること。
- (5) 着ぐるみの使用について、別紙「ふなばし産品ブランドPRキャラクター着ぐるみ使用注意事項」を遵守すること。

(貸出承認の取り消し)

第8条 会長は、使用者が次の各号に該当すると認めるときは、貸出の承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき
 - (2) 偽りその他不正な手段により、貸出の承認を受けたとき
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、会長が不相当と認めたとき
- 2 会長は、前項の規定による貸出の承認を取り消したときは、使用者にふなばし産品ブランドPRキャラクター着ぐるみ貸出承認取消通知書（様式第4号）により通知する。

(原状回復)

第9条 貸出期間中に、着ぐるみを汚損した場合、使用者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(責任の制限)

第10条 使用者は、着ぐるみの使用に起因する問題が生じたときは、使用者の責任をもって速やかに対処するものとし、会長は損害賠償、損失補償その他法律上の一切の責任を負わない。

(損害賠償)

第11条 使用者は、キャラクターの使用に起因する問題により協議会に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月10日から施行する。